

# 奈良工業高等専門学校女性エンジニア養成推進センター規程

平成30年3月27日制定

令和2年10月27日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に女性エンジニア養成推進センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、本校におけるダイバーシティ＆インクルージョン教育を推進するために、特に、社会的にも人数が少ない女性エンジニアの養成を図ることを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 ダイバーシティ＆インクルージョン教育に関する教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の企画、立案に関すること。
- 二 教育プログラムの実施のためのコーディネートに関すること。
- 三 教育プログラムの評価に関すること。
- 四 ダイバーシティ＆インクルージョン教育に関する調査研究に関すること。

## (組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センター員
- 三 教育プログラム担当事務職員のうち学生課長が指名する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、センター長が必要と認めた教職員

## (センター長)

第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (センター員)

第6条 センター員は、一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各1名をもって充てる。ただし、センター長が所属する一般教科又は専門学科にあっては、センター長である者をもって、その選出に代えることができる。

- 2 センター員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の後任のセンター員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する事項は、女性エンジニア養成推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議する。

2 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。